

議案第209号

久留米市都市計画審議会会長 殿

都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、
次の事項について付議します。

久留米小郡都市計画緑地の変更（久留米市決定）について

令和2年 10月 5日

久留米市長 大久保 勉



久留米小郡都市計画緑地の変更(久留米市決定)

久留米小郡都市計画緑地中 1号リバーサイドパークを次のように変更する。

名 称		位 置	面積	備考
番 号	緑 地 名			
1号	リバーサイド パーク	久留米市安武町武島字上川 字川 字向島 字西上鶴 字樋口二 字東上鶴 久留米市大石町字西油田 字豆津 久留米市瀬下町字浜町 久留米市京町字旧練兵場 久留米市洗町字三丁目 久留米市篠山町字六丁目 久留米市東櫛原町字沖鶴 字浪打 字川久保 字小城ウ楚 字柳鶴 字矢形町 字前畑 字コクウ蔵 字草利 字牛嶋 字掛目 字掛目前 字西小路 字淵ノ上 久留米市旭町 久留米市百年公園 久留米市新合川一丁目 久留米市東合川干出町 久留米市長門石一丁目 久留米市小森野七丁目 久留米市小森野町字三ツ色 久留米市高野一丁目 高野二丁目 久留米市宮ノ陣一丁目 宮ノ陣二丁目 宮ノ陣五丁目 宮ノ陣六丁目	約307.2ha	河岸緑地

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

別紙のとおり

理 由 書

久留米市では、環境の保全、景観の向上、緑道の用に供すること等を目的として、6箇所、約318ha（水面等除く整備可能面積約84ha）の緑地を都市計画決定し、順次計画的に整備を進めてきた。しかしながら、長期にわたり着手できていない都市計画緑地が存在しており、当初の都市計画決定から50年経過している。

本来、都市計画は、目指すべき都市の将来像を示すものであるが、その実現には相当の長期間を要するため、その間の社会経済状況等の変化を踏まえて、適時適切な都市計画の見直しが必要とされている。

そのような中、『都市計画運用指針（国土交通省）』の改定（平成23年11月）において、都市施設については、定期的に見直しを行うとの考え方が示され、長期未着手都市計画公園・緑地の見直しが全国的に進められている。

また、久留米市においても『久留米市都市計画マスタープラン（令和2年3月改訂）』や『久留米市緑の基本計画（平成30年6月策定）』の中で、長期未着手の公園・緑地について、地域の実情や近年の都市化の進展等による土地利用の変化を踏まえた見直しを進める方針を位置づけている。

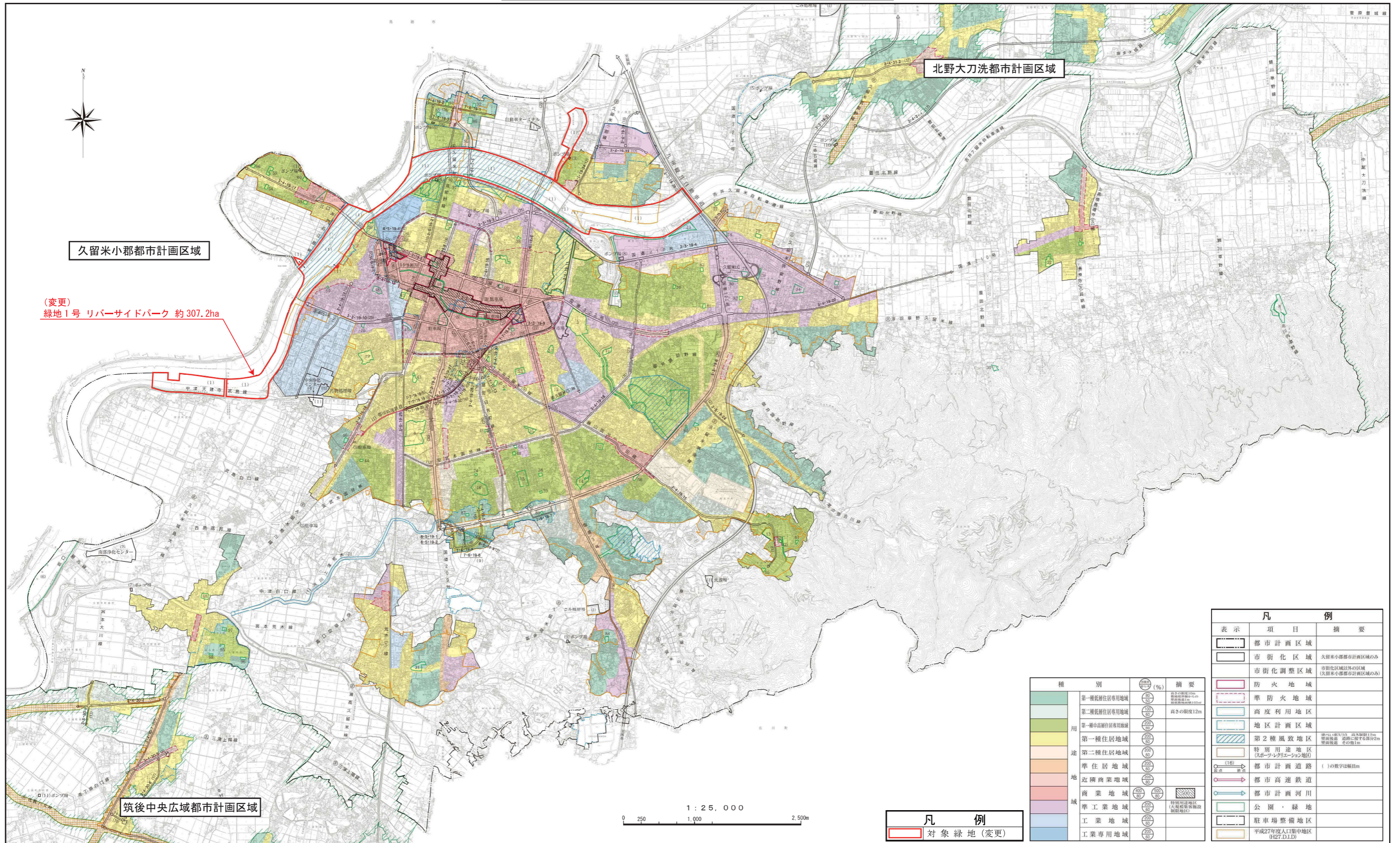
このような状況から、人口減少や超高齢社会の進行に対応した集約型都市構造への転換、防災・減災対策へのニーズの高まりなど、近年の社会情勢の変化に伴う都市計画公園・緑地の役割や必要性について検証した結果をまとめた「久留米市都市計画公園・緑地等における見直しガイドライン（平成30年7月策定）」を基に、計画の見直しを行うものである。

■ 1号 リバーサイドパーク

久留米小郡都市計画緑地1号リバーサイドパークは、昭和45年より、筑後川、新宝満川の水辺環境の保全を図るとともに、市民の身近なレクリエーションの場として、筑後川橋（九州縦貫自動車道）から筑後大堰下流1kmまでの筑後川堤外地、低内地の一部、および新宝満川流域の一部について計画決定されている。

本計画区域は、緑地の対象となる河川空間について、国土交通省筑後川河川事務所の引堤工事により、堤防の位置が計画当初と変わっているため、整合を図り、区域の変更を行うものである。

久留米小郡都市計画緑地の変更（久留米市決定）
 総括図 S=1/25,000



久留米小郡都市計画区域

北野大刀洗都市計画区域

(変更)
 緑地1号 リバーサイドパーク 約307.2ha

筑後中央広域都市計画区域

1 : 25,000
 0 250 1,000 2,500m

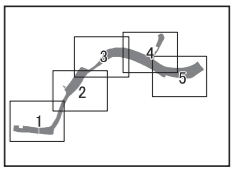
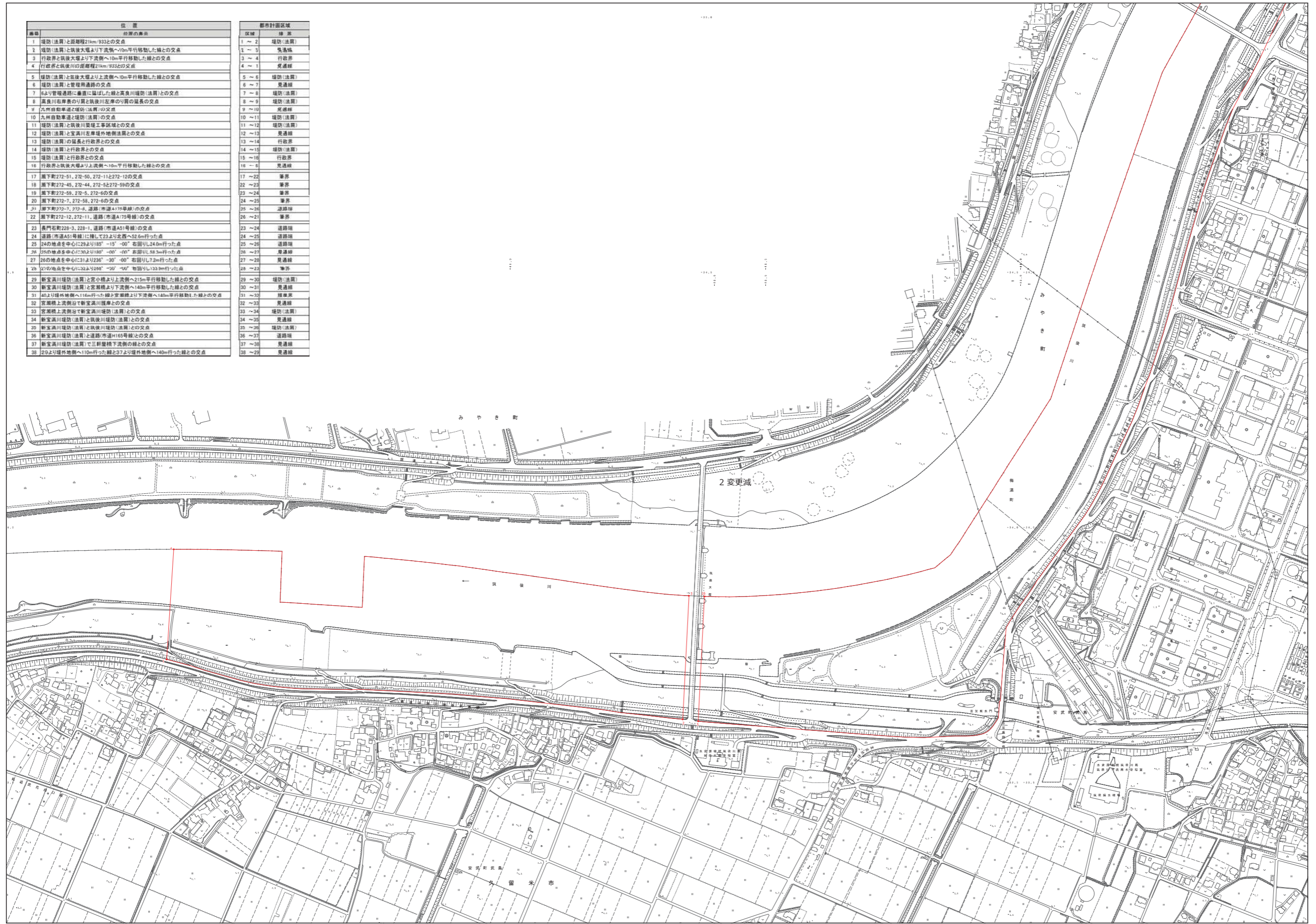
凡例
 対象緑地(変更)

凡例		
表示	項目	摘要
[Red outline]	都市計画区域	久留米小郡都市計画区域のみ
[Black outline]	市街化区域	市街化区域以外の区域(久留米小郡都市計画区域のみ)
[Pink outline]	防火地域	
[Red dashed outline]	準防火地域	
[Blue outline]	高度利用地区	
[Blue hatched outline]	地区計画区域	
[Blue diagonal hatched outline]	第2種風致地区	傾斜45度以上、高さ制限15m、壁面高さ、道路に接する部分2m、平面積比、その他10)
[Blue diagonal hatched outline]	特別用途地区(スロー・レクリエーション地区)	
[Blue dashed outline]	都市計画道路	()の数字は幅員m
[Red dashed outline]	都市高速鉄道	
[Blue outline]	都市計画河川	
[Green outline]	公園・緑地	
[Blue outline]	駐車場整備地区	
[Yellow outline]	平成27年度人口集中地区(H27.D.I.D)	
[Green box]	第一種低層住居専用地域	高さの制限10m
[Light green box]	第二種低層住居専用地域	高さの制限12m
[Yellow box]	第一種住居地域	
[Orange box]	第二種住居地域	
[Light orange box]	準住居地域	
[Red box]	近隣商業地域	
[Pink box]	商業地域	
[Purple box]	準工業地域	特別用途地区(スロー・レクリエーション地区)
[Blue box]	工業地域	
[Light blue box]	工業専用地域	

緑地1号 リバーサイドパーク 1/5 計 画 図

1:2,500

番号	位置	都市計画区域
1	堤防(法第)と距離21m/933との交点	1 ~ 2 堤防(法第)
2	堤防(法第)と筑後大堰より下流側へ10m平行移動した線との交点	2 ~ 3 見通線
3	行政界と筑後大堰より下流側へ10m平行移動した線との交点	3 ~ 4 行政界
4	行政界と筑後大堰の距離21m/933との交点	4 ~ 1 見通線
5	堤防(法第)と筑後大堰より上流側へ10m平行移動した線との交点	5 ~ 6 堤防(法第)
6	堤防(法第)と管轄用途線の交点	6 ~ 7 見通線
7	6より管轄用途線に垂直に延ばした線と筑後川堤防(法第)との交点	7 ~ 8 堤防(法第)
8	筑後川右岸側のり岸と筑後川左岸側のり岸の延長の交点	8 ~ 9 堤防(法第)
9	九州自動車道と堤防(法第)の交点	9 ~ 10 見通線
10	九州自動車道と堤防(法第)の交点	10 ~ 11 堤防(法第)
11	堤防(法第)と筑後川築堤工事区域との交点	11 ~ 12 堤防(法第)
12	堤防(法第)と宝満川定率排水施設との交点	12 ~ 13 見通線
13	堤防(法第)の延長と行政界との交点	13 ~ 14 行政界
14	堤防(法第)と行政界との交点	14 ~ 15 堤防(法第)
15	堤防(法第)と行政界との交点	15 ~ 16 行政界
16	行政界と筑後大堰より上流側へ10m平行移動した線との交点	16 ~ 6 見通線
17	南下町272-51, 272-50, 272-11と272-12の交点	17 ~ 22 界界
18	南下町272-45, 272-44, 272-42と272-50の交点	22 ~ 23 界界
19	南下町272-58, 272-5, 272-6の交点	23 ~ 24 界界
20	南下町272-7, 272-58, 272-6の交点	24 ~ 25 界界
21	南下町272-7, 272-8, 道路(市道A179号線)の交点	25 ~ 26 道路線
22	南下町272-12, 272-11, 道路(市道A175号線)の交点	26 ~ 21 界界
23	長門町228-3, 228-1, 道路(市道A51号線)の交点	23 ~ 24 道路線
24	道路(市道A51号線)に接して23より北西へ52.6m行った点	24 ~ 25 道路線
25	24の地点を中心に29より185° -15° -00° 右回りし24.0m行った点	25 ~ 26 道路線
26	25の地点を中心に30より180° -00° -00° 右回りし58.3m行った点	26 ~ 27 見通線
27	26の地点を中心に31より238° -30° -00° 右回りし7.2m行った点	27 ~ 28 見通線
28	27の地点を中心に32より288° -30° -00° 右回りし133.9m行った点	28 ~ 23 界界
29	新宝満川堤防(法第)と宮小橋より上流側へ215m平行移動した線との交点	29 ~ 30 堤防(法第)
30	新宝満川堤防(法第)と宮小橋より下流側へ140m平行移動した線との交点	30 ~ 31 見通線
31	40より堤防(法第)へ116m行った線と宮小橋より下流側へ140m平行移動した線との交点	31 ~ 32 見通線
32	宮小橋より上流側で新宝満川堤防との交点	32 ~ 33 見通線
33	宮小橋より上流側で新宝満川堤防(法第)との交点	33 ~ 34 堤防(法第)
34	新宝満川堤防(法第)と筑後川堤防(法第)との交点	34 ~ 35 見通線
35	新宝満川堤防(法第)と筑後川堤防(法第)との交点	35 ~ 36 堤防(法第)
36	新宝満川堤防(法第)と道路(市道H165号線)との交点	36 ~ 37 道路線
37	新宝満川堤防(法第)で三軒屋橋下流側の線との交点	37 ~ 38 見通線
38	29より堤防(法第)へ110m行った線と37より堤防(法第)へ140m行った線との交点	38 ~ 29 見通線

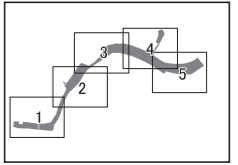
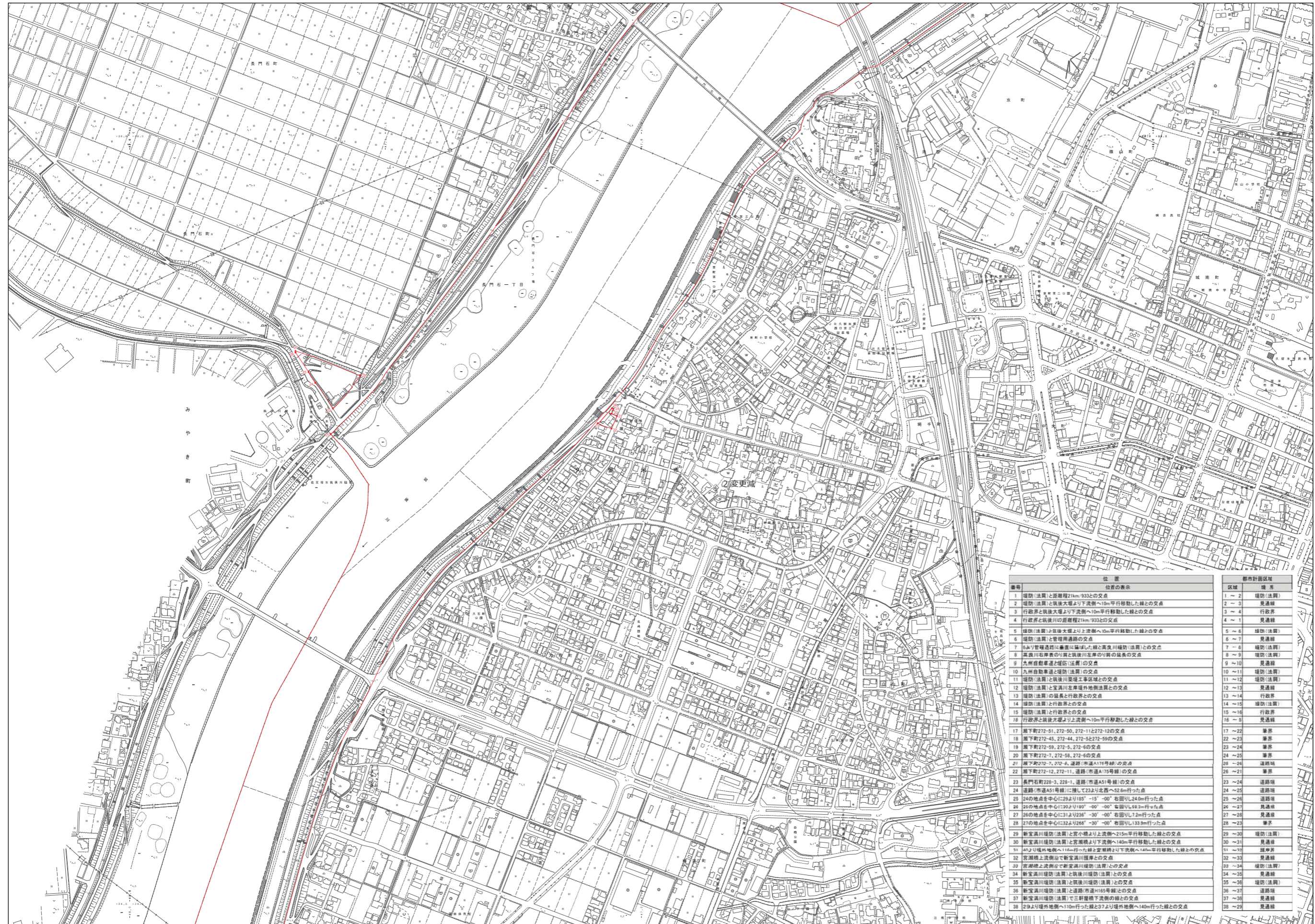


凡例
— 計画決定区域界
● 境界点

緑地1号 リバーサイドパーク 2/5 計 画 図

1号 リバーサイドパーク

1:2,500



番号	位置 位置の表示	都市計画区域 区域 種別
1	堤防(法第1)と距離210m/933との交点	1~2 堤防(法第1)
2	堤防(法第1)と筑後大堰より下流側へ10m平行移動した線との交点	2~3 見通線
3	行政界と筑後大堰より下流側へ10m平行移動した線との交点	3~4 行政界
4	行政界と筑後川(旧)距離210m/933との交点	4~1 見通線
5	堤防(法第1)と筑後大堰より上流側へ10m平行移動した線との交点	5~6 堤防(法第1)
6	堤防(法第1)と管理用道路との交点	6~7 見通線
7	6より管理用道路を基準に偏斜した線と筑後川堤防(法第1)との交点	7~8 堤防(法第1)
8	筑後川右岸側のり面と筑後川左岸側のり面の延長の交点	8~9 堤防(法第1)
9	九州自動車道と堤防(法第1)の交点	9~10 見通線
10	九州自動車道と堤防(法第1)の交点	10~11 堤防(法第1)
11	堤防(法第1)と筑後川築堤工事区画との交点	11~12 堤防(法第1)
12	堤防(法第1)と筑後川左岸堤外側法面との交点	12~13 見通線
13	堤防(法第1)の延長と行政界との交点	13~14 行政界
14	堤防(法第1)と行政界との交点	14~15 堤防(法第1)
15	堤防(法第1)と行政界との交点	15~16 行政界
16	行政界と筑後大堰より上流側へ10m平行移動した線との交点	16~8 見通線
17	橋下町272-51、272-50、272-11と272-12の交点	17~22 準界
18	橋下町272-45、272-44、272-5と272-59の交点	22~25 準界
19	橋下町272-59、272-5、272-6の交点	23~24 準界
20	橋下町272-7、272-58、272-6の交点	24~25 準界
21	橋下町272-7、272-6、道路(市道A115号線)の交点	25~26 道路幅
22	橋下町272-12、272-11、道路(市道A175号線)の交点	26~21 準界
23	長門石町228-3、228-1、道路(市道A51号線)の交点	23~24 道路幅
24	道路(市道A51号線)に接して23より北西へ52.6m行った点	24~25 道路幅
25	24の地点を中心に20より185°-15°-00°右回りし24.0m行った点	25~26 道路幅
26	25の地点を中心に20より190°-00°右回りし59.3m行った点	26~27 見通線
27	26の地点を中心に31より236°-30°-00°右回りし7.2m行った点	27~28 見通線
28	27の地点を中心に32より268°-30°-00°右回りし133.9m行った点	28~23 準界
29	新室瀬川堤防(法第1)と宮小橋より上流側へ215m平行移動した線との交点	29~30 堤防(法第1)
30	新室瀬川堤防(法第1)と宮瀬橋より下流側へ140m平行移動した線との交点	30~31 見通線
31	40より堤外側へ116m行った線と宮瀬橋より下流側へ140m平行移動した線との交点	31~32 準界
32	宮瀬橋上流側で新室瀬川堤防(法第1)との交点	32~33 見通線
33	新室瀬川堤防(法第1)と筑後川堤防(法第1)との交点	33~34 堤防(法第1)
34	新室瀬川堤防(法第1)と筑後川堤防(法第1)との交点	34~35 見通線
35	新室瀬川堤防(法第1)と筑後川堤防(法第1)との交点	35~36 堤防(法第1)
36	新室瀬川堤防(法第1)と道路(市道H165号線)との交点	36~37 道路幅
37	新室瀬川堤防(法第1)で三軒橋下流側の線との交点	37~38 見通線
38	29より堤外側へ110m行った線と37より堤外側へ140m行った線との交点	38~29 見通線



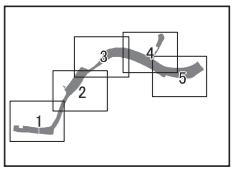
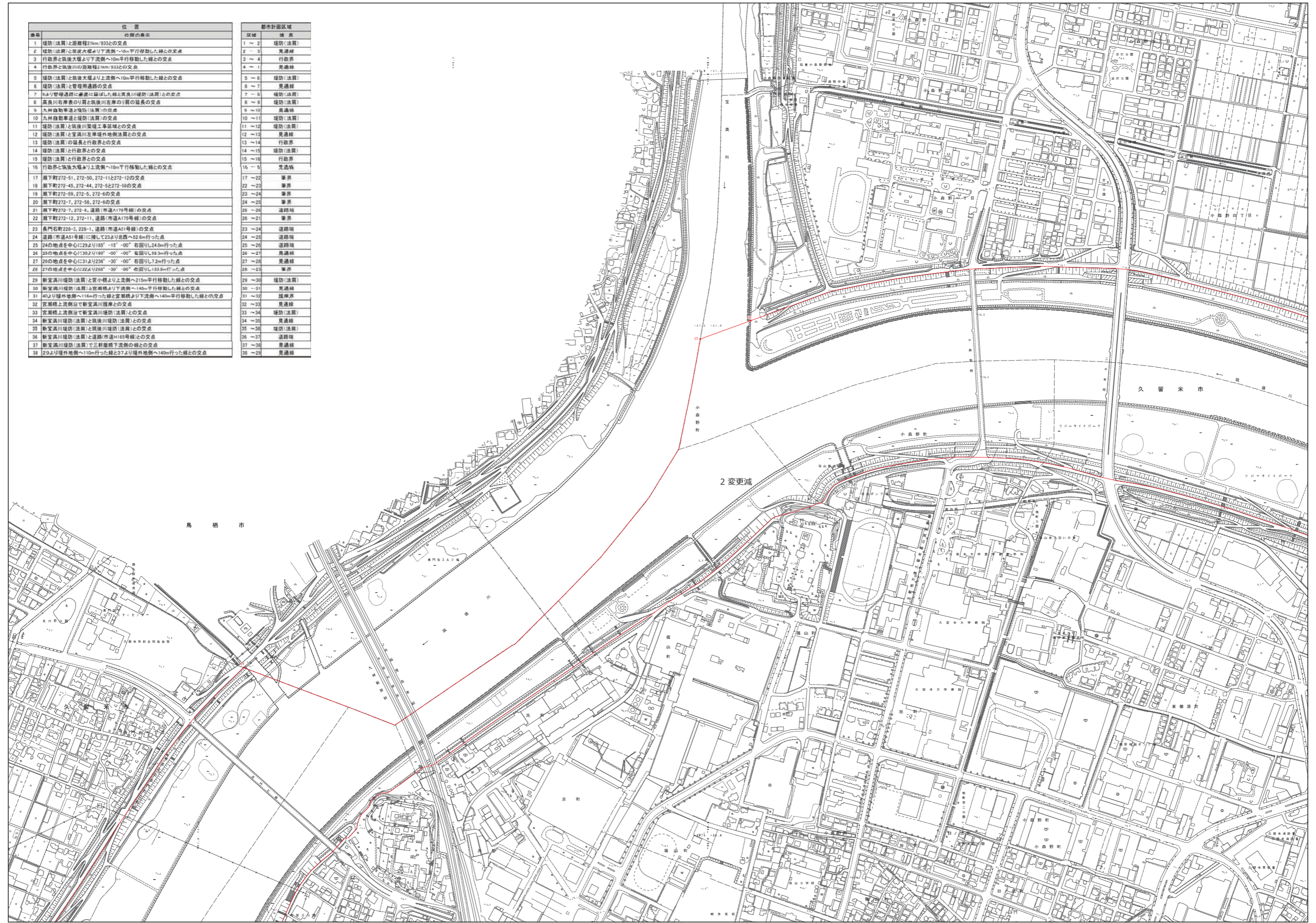
凡例
— 計画決定区域界
● 境界点

緑地1号 リバーサイドパーク 3/5 計 画 図

1号 リバーサイドパーク

1:2,500

番号	位置	都市計画区域
1	堤防(法第1)と距離213m/933との交点	1~2 堤防(法第1)
2	堤防(法第1)と距離213m/933との交点	2~3 見通線
3	行政界と距離213m/933との交点	3~4 行政界
4	行政界と距離213m/933との交点	4~1 見通線
5	堤防(法第1)と距離213m/933との交点	5~6 堤防(法第1)
6	堤防(法第1)と距離213m/933との交点	6~7 見通線
7	堤防(法第1)と距離213m/933との交点	7~8 堤防(法第1)
8	堤防(法第1)と距離213m/933との交点	8~9 堤防(法第1)
9	堤防(法第1)と距離213m/933との交点	9~10 見通線
10	堤防(法第1)と距離213m/933との交点	10~11 堤防(法第1)
11	堤防(法第1)と距離213m/933との交点	11~12 堤防(法第1)
12	堤防(法第1)と距離213m/933との交点	12~13 見通線
13	堤防(法第1)と距離213m/933との交点	13~14 行政界
14	堤防(法第1)と距離213m/933との交点	14~15 堤防(法第1)
15	堤防(法第1)と距離213m/933との交点	15~16 行政界
16	行政界と距離213m/933との交点	16~5 見通線
17	堤防(法第1)と距離213m/933との交点	17~22 境界
18	堤防(法第1)と距離213m/933との交点	22~23 境界
19	堤防(法第1)と距離213m/933との交点	23~24 境界
20	堤防(法第1)と距離213m/933との交点	24~25 境界
21	堤防(法第1)と距離213m/933との交点	25~26 道路幅
22	堤防(法第1)と距離213m/933との交点	26~21 境界
23	堤防(法第1)と距離213m/933との交点	23~24 道路幅
24	堤防(法第1)と距離213m/933との交点	24~25 道路幅
25	堤防(法第1)と距離213m/933との交点	25~26 道路幅
26	堤防(法第1)と距離213m/933との交点	26~27 見通線
27	堤防(法第1)と距離213m/933との交点	27~28 見通線
28	堤防(法第1)と距離213m/933との交点	28~23 境界
29	堤防(法第1)と距離213m/933との交点	29~30 堤防(法第1)
30	堤防(法第1)と距離213m/933との交点	30~31 見通線
31	堤防(法第1)と距離213m/933との交点	31~32 境界
32	堤防(法第1)と距離213m/933との交点	32~23 見通線
33	堤防(法第1)と距離213m/933との交点	33~34 堤防(法第1)
34	堤防(法第1)と距離213m/933との交点	34~35 見通線
35	堤防(法第1)と距離213m/933との交点	35~36 堤防(法第1)
36	堤防(法第1)と距離213m/933との交点	36~37 道路幅
37	堤防(法第1)と距離213m/933との交点	37~38 見通線
38	堤防(法第1)と距離213m/933との交点	38~29 見通線

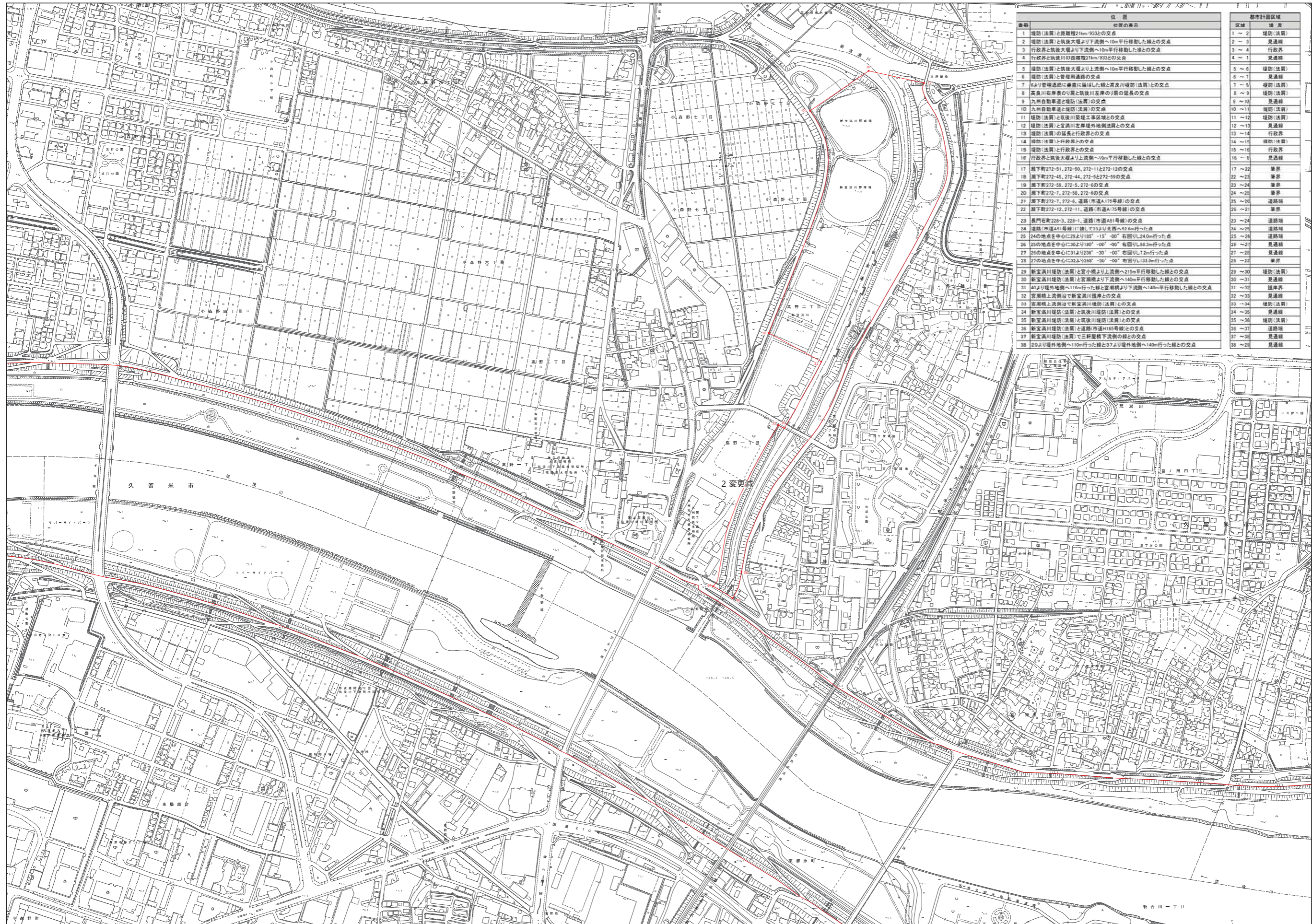


凡例
— 計画決定区域界
● 境界点

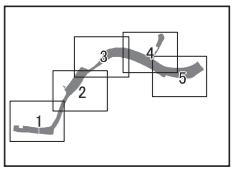
緑地1号 リバーサイドパーク 4/5 計 画 図

1:2,500

1号 リバーサイドパーク



番号	位置 付帯の表示	都市計画区域 種別
1	堤防(法第)と距離21m/932との交点	1-2 堤防(法第)
2	堤防(法第)と筑後大堰より下流側へ10m平行移動した線との交点	2-3 見通線
3	行政界と筑後大堰より下流側へ10m平行移動した線との交点	3-4 行政界
4	行政界と筑後川の距離21m/932との交点	4-1 見通線
5	堤防(法第)と筑後大堰より上流側へ10m平行移動した線との交点	5-6 堤防(法第)
6	堤防(法第)と管理用道路との交点	6-7 見通線
7	6より管理用道路に垂直に延長した線と高良川堤防(法第)との交点	7-8 堤防(法第)
8	高良川右岸側のり貫と筑後川左岸のり貫の延長の交点	8-9 堤防(法第)
9	九州自動車道と堤防(法第)の交点	9-10 見通線
10	九州自動車道と堤防(法第)の交点	10-11 堤防(法第)
11	堤防(法第)と筑後川築堤工事区域との交点	11-12 堤防(法第)
12	堤防(法第)と宝満川左岸堤外側堤防との交点	12-13 見通線
13	堤防(法第)の延長と行政界との交点	13-14 行政界
14	堤防(法第)と行政界との交点	14-15 堤防(法第)
15	堤防(法第)と行政界との交点	15-16 行政界
16	行政界と筑後大堰より下流側へ10m平行移動した線との交点	16-5 見通線
17	南下町272-51、272-50、272-11と272-12の交点	17-22 境界
18	南下町272-45、272-44、272-5と272-59の交点	22-25 境界
19	南下町272-58、272-5、272-6の交点	23-24 境界
20	南下町272-7、272-8、272-6の交点	24-25 境界
21	南下町272-7、272-8、道路(市道A175号線)の交点	25-26 道路線
22	南下町272-12、272-11、道路(市道A175号線)の交点	26-21 境界
23	長門石町228-3、228-1、道路(市道A51号線)の交点	23-24 道路線
24	道路(市道A51号線)に接して21より北西へ52.6m行った点	24-25 道路線
25	24の地点を中心に29より185°-15°-00'右回りし24.0m行った点	25-26 道路線
26	25の地点を中心に30より180°-00°-00'右回りし58.3m行った点	26-27 見通線
27	26の地点を中心に31より236°-30°-00'右回りし7.2m行った点	27-28 見通線
28	27の地点を中心に32より268°-30°-00'右回りし33.8m行った点	28-23 境界
29	新宝満川堤防(法第)と宮小橋より上流側へ215m平行移動した線との交点	29-30 堤防(法第)
30	新宝満川堤防(法第)と宮小橋より下流側へ140m平行移動した線との交点	30-31 見通線
31	40より堤外側へ116m行った線と宮小橋より下流側へ140m平行移動した線との交点	31-32 堤防(法第)
32	宮小橋上流側側で新宝満川堤防との交点	32-33 見通線
33	宮小橋上流側側で新宝満川堤防(法第)との交点	33-34 堤防(法第)
34	新宝満川堤防(法第)と筑後川堤防(法第)との交点	34-35 見通線
35	新宝満川堤防(法第)と筑後川堤防(法第)との交点	35-36 堤防(法第)
36	新宝満川堤防(法第)と道路(市道H165号線)との交点	36-37 道路線
37	新宝満川堤防(法第)で三軒屋橋下流側の線との交点	37-38 見通線
38	20より堤外側へ110m行った線と37より堤外側へ140m行った線との交点	38-29 見通線

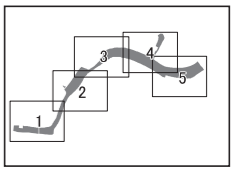
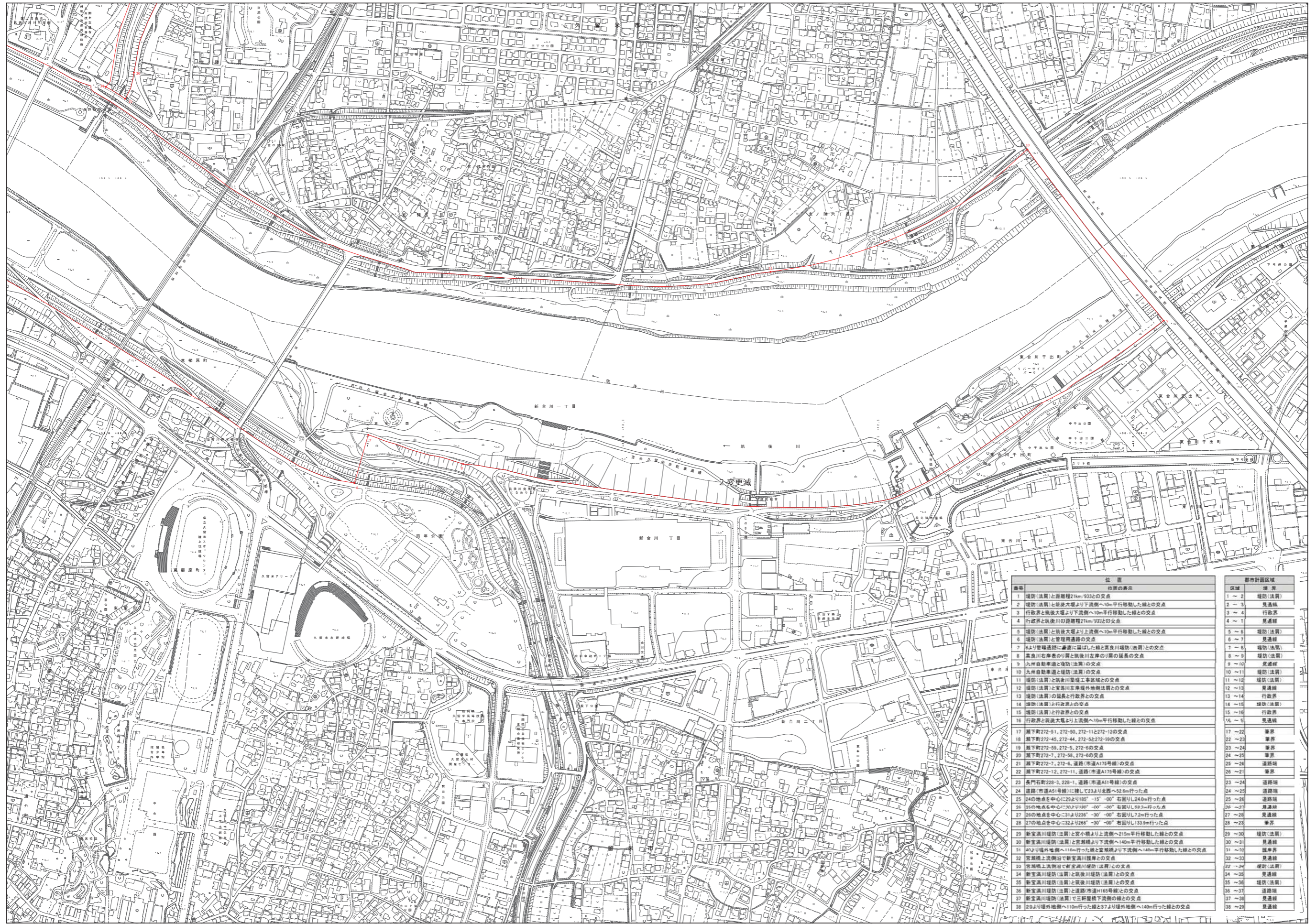


凡例
— 計画決定区域界
● 境界点

緑地1号 リバーサイドパーク 5/5 計 画 図

1号 リバーサイドパーク

1:2,500



番号	位置 位置の表示	都市計画区域 種別
1	堤防(法第1)と距離218m/933との交点	1~2 堤防(法第1)
2	堤防(法第1)と距離大堤より下流側へ10m平行移動した線との交点	2~3 堤防(法第1)
3	行政界と距離大堤より下流側へ10m平行移動した線との交点	3~4 行政界
4	行政界と距離大堤より下流側へ10m平行移動した線との交点	4~1 堤防(法第1)
5	堤防(法第1)と距離大堤より上流側へ10m平行移動した線との交点	5~6 堤防(法第1)
6	堤防(法第1)と管理用道路との交点	6~7 見通線
7	より管理用道路に敷設した管に接した線と高倉川堤防(法第1)との交点	7~8 堤防(法第1)
8	高倉川右岸堤防より上流側へ10m平行移動した線との交点	8~9 堤防(法第1)
9	九州自動車道と堤防(法第1)の交点	9~10 見通線
10	九州自動車道と堤防(法第1)の交点	10~11 堤防(法第1)
11	堤防(法第1)と高倉川左岸堤防工事区域との交点	11~12 堤防(法第1)
12	堤防(法第1)と高倉川左岸堤防工事区域との交点	12~13 見通線
13	堤防(法第1)の延長と行政界との交点	13~14 行政界
14	堤防(法第1)と行政界との交点	14~15 堤防(法第1)
15	堤防(法第1)と行政界との交点	15~16 行政界
16	行政界と距離大堤より上流側へ10m平行移動した線との交点	16~5 見通線
17	南下側272-51, 272-50, 272-11と272-12の交点	17~22 境界
18	南下側272-45, 272-44, 272-52と272-19の交点	22~23 境界
19	南下側272-59, 272-5, 272-6の交点	23~24 境界
20	南下側272-7, 272-58, 272-6の交点	24~25 境界
21	南下側272-7, 272-6, 道路(市道A175号線)の交点	25~26 道路線
22	南下側272-12, 272-11, 道路(市道A175号線)の交点	26~21 境界
23	長門石町228-5, 228-1, 道路(市道A175号線)の交点	23~24 道路線
24	道路(市道A175号線)に接して23より北西へ52.6m行った点	24~25 道路線
25	24の地点を中心として29より185°-15°-50°右回り124.0m行った点	25~26 道路線
26	25の地点を中心として30より190°-00°-50°右回り169.3m行った点	26~27 見通線
27	26の地点を中心として31より236°-30°-50°右回り17.2m行った点	27~28 見通線
28	27の地点を中心として32より268°-30°-50°右回り133.9m行った点	28~23 境界
29	新宮川堤防(法第1)と距離大堤より上流側へ215m平行移動した線との交点	29~30 堤防(法第1)
30	新宮川堤防(法第1)と距離大堤より下流側へ140m平行移動した線との交点	30~31 見通線
31	より堤防(法第1)と距離大堤より下流側へ140m平行移動した線との交点	31~32 見通線
32	新宮川堤防(法第1)と距離大堤より下流側へ140m平行移動した線との交点	32~33 見通線
33	新宮川堤防(法第1)と距離大堤より下流側へ140m平行移動した線との交点	33~34 堤防(法第1)
34	新宮川堤防(法第1)と距離大堤より下流側へ140m平行移動した線との交点	34~35 見通線
35	新宮川堤防(法第1)と距離大堤より下流側へ140m平行移動した線との交点	35~36 堤防(法第1)
36	新宮川堤防(法第1)と距離大堤より下流側へ140m平行移動した線との交点	36~37 道路線
37	新宮川堤防(法第1)と距離大堤より下流側へ140m平行移動した線との交点	37~38 見通線
38	より堤防(法第1)と距離大堤より下流側へ140m平行移動した線との交点	38~29 見通線



凡例
計画決定区域界
● 境界点

新旧対照表

下線部は新 ()は旧

名 称		位 置	面積	備考
番 号	緑 地 名			
1号	リバーサイド パーク	久留米市安武町武島字上川 字川 字向島 字西上鶴 字樋口二 字東上鶴 久留米市大石町字西油田 字豆津 久留米市瀬下町字浜町 久留米市京町字旧練兵場 久留米市洗町字三丁目 久留米市篠山町字六丁目 久留米市東櫛原町字沖鶴 字浪打 字川久保 字小城ウ楚 字柳鶴 字矢形町 字前畑 字コクウ蔵 字草利 字牛嶋 字掛目 字掛目前 字西小路 字測ノ上 久留米市旭町 久留米市百年公園 久留米市新合川一丁目 久留米市東合川千出町 久留米市長門石一丁目 久留米市小森野七丁目 久留米市小森野町字三ツ色 久留米市高野一丁目 高野二丁目 久留米市宮ノ陣一丁目 宮ノ陣二丁目 宮ノ陣五丁目 宮ノ陣六丁目	約307.2ha (約291.7ha)	河岸緑地